

中津市議会業務継続計画 (中津市議会 BCP)

令和7年9月30日
中津市議会

中津市議会業務継続計画（BCP）

【目次】

1 目的	1
2 対象とする災害	1
3 議会の役割	2
4 議員の役割	2
5 議会事務局の役割	2
6 災害時の市との連携	2
7 災害発生時における対応	3
8 本会議・委員会開催に向けた具体的対応	5
9 連絡体制	6
10 防災服の着用	6
11 防災訓練	6
12 BCPの見直し	6

【添付資料】

議会対策会議の流れ	7
災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法	8
メッセージングアプリ（WowTalk）による議員安否確認の例示	9
メッセージングアプリ（WowTalk）による被災状況等報告の例示	10
被災状況等報告書（様式1）	11
中津市議会災害対策会議設置規程	12

1 目的

中津市議会業務継続計画（BCP）【Business Continuity Plan】（以下「BCP」という。）は、中津市内で大規模災害、または感染症の大規模な流行等が発生した場合に、中津市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携することにより、市民の安全安心の確保や被害の拡大防止、議会機能の早期回復を図ることを目的として、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定めるものとする。

2 対象とする災害

本BCPは、次の災害を対象とする。

- (1) 市本部が設置され、さらに全職員が災害応急対策業務のために配備されるような大規模災害。
- (2) 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症、大規模なテロ、家畜伝染病等による甚大な災害。
- (3) その他議長が必要と認める災害。

参考

【中津市災害対策本部設置基準】

市の区域で大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは次の基準に基づき、法の規定により市長が災害対策本部を設置する。

種 別	設 置 基 準
地震津波	1. 本市域内若しくは近傍の地域で震度5強以上の地震が発生したとき 2. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸に津波警報（大津波）を発表したとき 3. 上記の発表にかかわらず地震又は津波により大規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
風水害	1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、高潮又は洪水警報が発表され、市の全域又は一部の地域に重大な被害の発生するおそれがあるとき。 2 その他大規模な風水害が発生又は発生するおそれがあると認められるとき。
大規模な火災、爆発等	1 市域で大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生又は発生するおそれがあると認められるとき。
その他	1 市域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。

（注）災害の種類及び特性に応じて、臨機応変に配備体制をとることができるものとする。

3 議会の役割

- (1) 本BCPが対象とする災害もしくは感染症の流行が発生、または発生が予測され、議長が必要と認めるときは、副議長と協議の上、議会は「中津市議会災害対策会議設置規程」（以下「規程」という。）に基づく、「中津市議会災害対策会議」（以下「議会对策会議」という。）を設置する。また、市本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、議会对策会議を通じて市本部に提供する。また、市本部からの情報は、議会对策会議を通じて全議員にメッセージングアプリ（WowTalk等）で提供する。
- (3) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望等を行う。
- (4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

4 議員の役割

- (1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援を行う。
- (2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を議会对策会議に提供することとし、直接、市本部への連絡は行わない。ただし、救助・救命に係る緊急性のある情報については、緊急通報するなど、関係機関に直接連絡する。
- (3) 議会对策会議からの情報を必要に応じて市民に提供する。
- (4) 大災害までに至らない中小規模の災害であっても、本BCPを尊重し、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。

5 議会事務局の役割

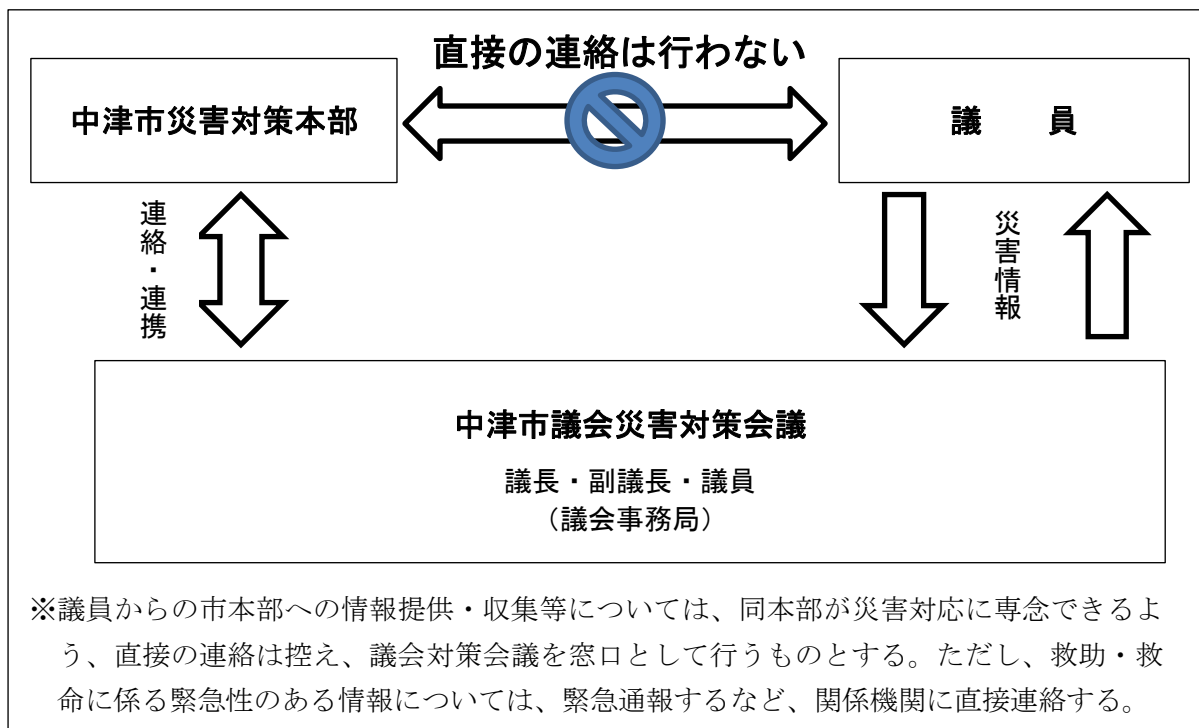
市本部が設置された場合、議会事務局（以下「事務局」という。）は、通常業務に優先して速やかに次の災害対応の業務に当たるものとする。また、災害が勤務時間外に発生した場合においては、自身及び家族の安全を確保した上で、速やかに事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

- (1) 傍聴者等の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
- (2) 事務局職員の安否を確認する。
- (3) 正副議長及び議員の安否を確認する。
- (4) 議事堂の被災状況を確認する。
- (5) 議会对策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。
- (6) 市本部（市本部に参集している議会事務局長）との連絡体制を確認する。
- (7) 収集した災害関係情報を整理し、議会对策会議に報告する。

6 災害時の市との連携

大規模災害発生時においては、市本部と議会对策会議が組織的に連絡・連携体制を確立することが重要である。実質的に災害対策を実施するのは市本部を

中心とした市の関係課であるが、議会対策会議においても、議員が収集した地域の災害情報を的確に把握・集約し、市本部へ伝達すると同時に、市本部が集約した情報と合わせて、必要に応じて議員に報告していく。



7 災害発生時における対応

(1) 災害発生時（発災時から概ね24時間）

ア 議会及び議員の行動

- ① 本会議、委員会が開催中の場合
 - a 議長または委員長は、直ちに会議を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
 - b 議長または委員長は、被災状況により、その日の会議を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、議決を経なければならない。
 - c 議員は、自身の安全確保を行った上で、議事堂内に被災者がいる場合には、その救出・支援を行う。
- ② 本会議、委員会が開かれていないとき及び議員が登庁していない場合
 - a 議員は、自身や家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難した上で、自身の安否とその居所及び連絡先を事務局に連絡する。(連絡手段は事務局からのメッセージングアプリ (WowTalk) の返信または電話等)
 - b 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等できる限りの協力をする。ただし、議長から招集があったときは、速やかに参集する。
- ③ 委員会または会派による視察（出張）を行っている場合

- a 責任者（委員長または会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合、速やかに被災状況を議長または事務局（議長に事故がある場合は副議長）に報告する。
- b 責任者（委員長または会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めるときは、視察を終了し帰庁する。
- c 議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたとときは、責任者に対し、視察の終了及び帰庁を命ずることができる。

イ 議会対策会議の開催

- ① 議長は、議会対策会議を招集する。
- ② 議長は、規程に基づき、会議の運営を行う。
- ③ 発災直後については、情報収集が主な活動となることから、あらゆる通信手段を駆使することで情報を収集し、市本部からも情報を得るよう連絡体制の確保に努める。
- ④ 議会対策会議等の情報については、メッセージングアプリ（WowTalk等）を使用し、全議員に周知する。
- ⑤ 議会対策会議は、議長の判断により、オンラインで行うことができるものとする。

※オンラインとは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を指す。

ウ 事務局職員の行動

- ① 勤務時間中
 - a 来庁者、議員の避難誘導及び救助・支援を行い、その後、速やかに事務局職員及び議員の安否確認を行う。
 - b 議事堂の施設・設備などの被災状況の確認及び電話・パソコン等の情報端末機器類の稼働状況を確認する。
 - c 議会対策会議の開催準備・運営補助を行い、市本部からの災害等の情報を収集して、議会対策会議に伝達する。
- ② 勤務時間外
 - a 自身や家族等の安全確保を行った後、速やかに事務局に参集する。
 - b 参集後、速やかにメールや電話等の連絡可能な手段により、事務局職員及び議員の安否確認を行う。
 - c 議事堂の施設・設備などの被災状況の確認及び電話・パソコン等の情報端末機器類の稼働状況を確認する。
 - d 議会対策会議の開催準備・運営補助を行い、市本部からの災害等の情報を収集して、議会対策会議に伝達する。

(2) 応急活動期（2日～7日程度）

ア 災害発生時からの活動を継続するとともに、状況に応じて4に掲げる議員の役割を遂行する。また、市本部と連携し、議会対策会議で収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに全議員へ情報提供する。情報提供を受けた議員は、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に正確な情報提供を行う。また、地域の被災状況等を把握した議員は、必要に応じて、その情報を議会

対策会議に提供する。(事務局からのメッセージアプリ (WowTalk) への返信または被災状況等報告書 (様式1) による事務局へのメール送信等) これまで収集した災害関係情報に基づき、議会対策会議の今後の取組等についての検討を始める。

ウ 事務局職員は、議場の放送・録音設備等が正常に稼働するか確認する。正常に稼働しない場合には、復旧に向けて業者等と連絡調整を行う。

(3) 復旧活動期 (8日以降)

ア 応急活動期からの活動を継続する。議会対策会議は、市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ、市本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。

イ 本会議・委員会開催に向け、協議事項の調整や、開催場所などの協議を行う。

ウ 臨時会等において、災害対策及びその必要経費を速やかに審議する。

エ 迅速な復旧・復興の実現に向けて、議会対策会議で検討・調整した内容について、国、県等に対し、要望等の活動を行う。

8 本会議・委員会開催に向けた具体的対応

(1) 正副議長について

ア 正副議長ともに事故がある場合、会期中の場合は、仮議長 (臨時議長【年長議員】) の下で選挙により決まった者が議長の職務を行う。

イ 正副議長ともに欠けた場合
正副議長を選任する。

(2) 正副委員長について

ア 正副委員長ともに事故がある場合
年長委員が委員長の職務を行う。

イ 正副委員長ともに欠けた場合
正副委員長を選任する。

(3) 定足数について

原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員 (または委員) の出席が必要である。

(4) 執行部の出席について

会議開催時の執行部の出席者について、被災状況や災害対応状況等を勘案の上、執行部と調整する。状況によっては、会議において執行部の出席に配慮した議会運営等を検討する。

(5) 議場及び委員会室が使用不可能な場合

議場及び委員会室の使用が不可能になった場合は、代替施設を選定し対応する。なお、議場システムが使用できない場合は、インターネット中継は配信しない。

(6) 議案の審議について

ア 会期中に本BCPが対象とする災害が発生した場合

議案審議の日程等の調整 (日程変更、審議終了、会期の短縮等) を行う。

イ 閉会中に本BCPが対象とする災害が発生した場合

臨時会または定例会の招集時期、審議日程等について調整を行う。

※議会運営については、地方自治法、中津市議会基本条例、中津市議会会議規則、中津市議会委員会条例等の規定に基づき対応する。

9 連絡体制

(1) 安否確認等

ア 本BCPが対象とする災害が発生したときは、議員はメッセージングアプリ（WowTalk等）を使用し、事務局に自身の安否、居所及び連絡先を送信する。なお、メッセージングアプリ（WowTalk等）の使用が制限もしくは使用不能の場合は、電話またはFAX等を使用するものとする。災害情報の提供についても同様とする。

議会事務局

電話：0979-22-0394

FAX：0979-22-0394

メールアドレス：shigikai@city.nakatsu.lg.jp

イ 議員は、事務局に届けている電話番号等に変更があった場合は、その都度、事務局に届け出るものとする。

(2) 情報提供

議会対策会議から議員への情報提供については、メッセージングアプリ（WowTalk等）を使用し行うものとする。

※連絡等の方法については、状況に応じて、電話やメールのほか、LINE等のSNSや災害用伝言ダイヤル『171』を利用するなど、そのとき使用可能なさまざまな通信手段を確保するよう努めるものとする。

10 防災服の着用

議員は災害時においては基本的には市議会防災服を着用する。

11 防災訓練

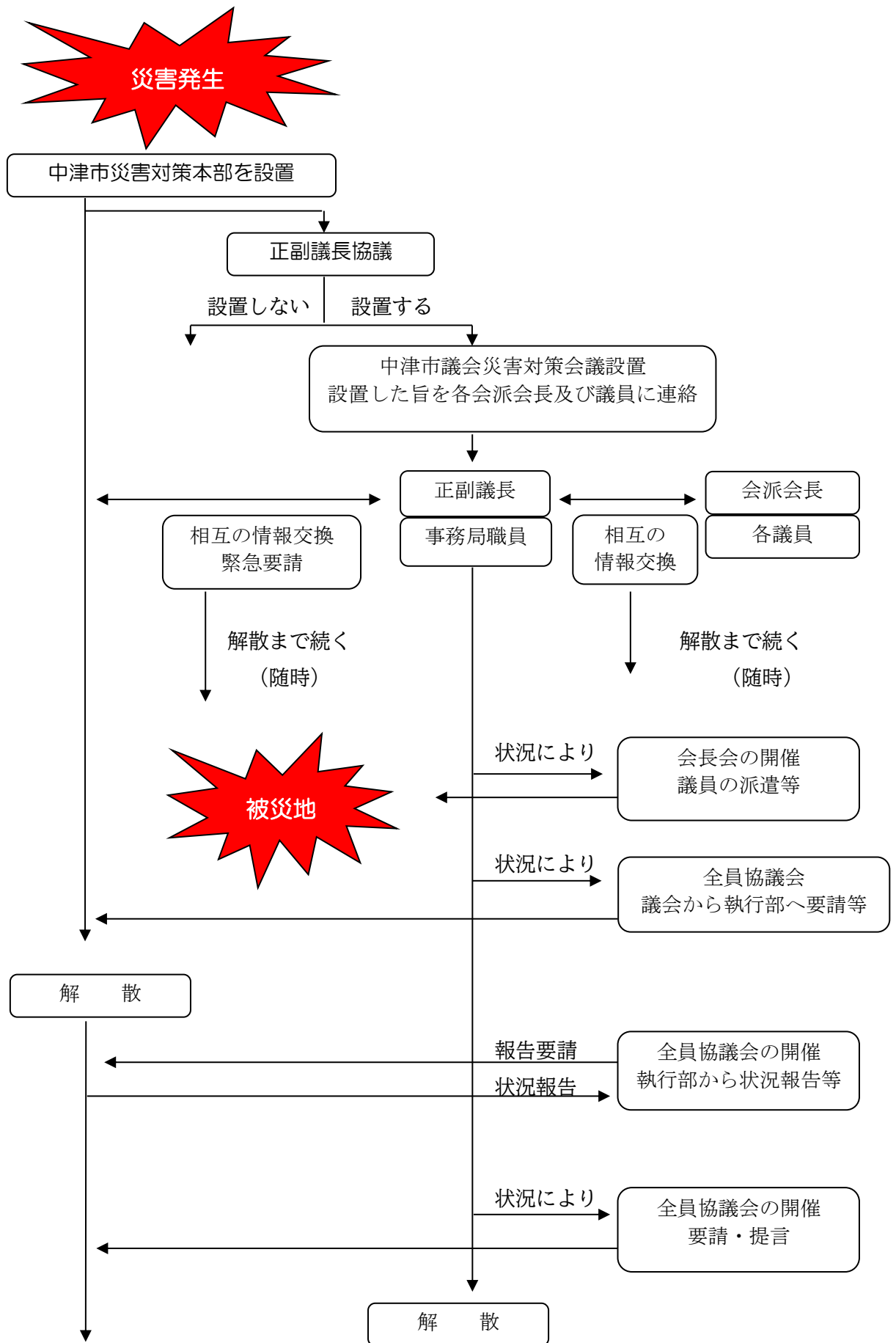
議会BCPが対象とする災害の発生等を想定した、非常参集、安否確認、非常通信等の防災訓練を適宜実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図る。

12 BCPの見直し

(1) 災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化などが生じた場合は、内容の見直しを図る。

(2) 本BCPの見直しは、議会運営委員会の議を経て行うものとする。

議会对策会議の流れ



【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

災害用伝言ダイヤルとは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

議会事務局からの伝言を聞く（再生）	議会事務局へ伝言をする（録音）
<p>「171」をダイヤルし、利用ガイドンスに従って伝言の再生を行ってください。</p> <p>① 「171」を押す ↓</p> <p>② 「2」を押す ↓</p> <p>③ 議会事務局の電話番号 0979-22-0394 を入力 ↓</p> <p>④ 「1」を押す ↓</p> <p>⑤ 伝言（メッセージ）の再生開始 ↓</p> <p>⑥ 繰り返し再生は「8」を押す 次の伝言の再生は「9」を押す ↓</p> <p>⑦ 再生後のメッセージ録音は「3」を押す</p>	<p>自分の安否や周辺状況等について録音します。</p> <p>⑧ 「171」を押す ↓</p> <p>⑨ 「1」を押す ↓</p> <p>⑩ 議会事務局に届け出たご自宅などの電話番号を押す 0979-〇〇-〇〇〇〇を入力 ↓</p> <p>⑪ 「1」を押す ↓</p> <p>⑫ ピッと音の後に30秒以内でメッセージを録音する 例 議員の〇〇です 私は無事です など ↓</p> <p>⑬ 録音後に「9」を押す</p>

メッセージアプリ（WowTalk）による議員安否確認の例示



議会事務局〇〇係

〇年〇月〇日〇時〇分、■■■地方を震源とする震度6強の地震が発生しました。

中津市議会BCP及び中津市議会災害対策会議設置規程に基づき、議員の安否確認を行いますので、下記URLより回答をお願いします。

[URLの添付](#)



議員安否確認

入力フォーム

1 入力 ————— 2 確認 ————— 3 完了

この議員安否確認は、議員本人の安否及び居所、連絡先を明らかにするためのものです。すみやかに以下の質問にお答えください。

Q1. 議員氏名を入力して下さい。 必須

〇〇 〇〇 2 / 50000

Q2. 議員本人の安否について選択して下さい。 必須

無事
 被災

Q3. 議員本人の居所について選択して下さい（「自宅外」を選択した場合は、Q4.の質問にて詳細を入力して下さい）。 必須

自宅
 自宅外

Q4. 議員本人の居所（詳細）について入力して下さい。 必須

〇〇公民館 2 / 50000

Q5. 議員本人との連絡手段について選択して下さい（「携帯電話以外」を選択した場合は、Q6.の質問にて詳細を入力して下さい）。 必須

携帯電話
 携帯電話以外

Q6. 議員本人との連絡手段（詳細）について入力して下さい。 必須

陸自宅の電話番号（0000-00-0000）
例：個人への電話番号（0000-00-0000） 2 / 50000

メッセージアプリ（WowTalk）による被災状況等報告の例示



議会事務局〇〇係

〇年〇月〇日〇時〇分、■■■地方を震源とする震度6強の地震が発生しました。

中津市議会BCP及び中津市議会災害対策会議設置規程に基づき、各議員の地元における被災状況等の把握を行いますので、下記URLより回答をお願いします。

[URLの添付](#)



被災状況等報告

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

現在、議会対策会議において被災状況の情報収集を行っておりますので、以下のフォームに入力をお願いします。

Q1. 議員氏名を入力して下さい。 **必須**

0 / 60000

Q2. 被災状況等について、把握していますか？ **必須**

把握している

把握していない

Q3. 被災箇所について、住所等を入力して下さい。

例：豊田町 中津市役所付近

0 / 60000

Q4. 被災箇所の写真を添付して下さい（任意）。

 _____

Q5. 被災の概要について入力して下さい。

0 / 60000

Q6. 被災の対応状況について入力して下さい。

0 / 60000

被災状況等報告書

議員氏名	
報告日時	月 日 ()
	時 分

確認者氏名	
確認日時	月 日 ()
	時 分

※事務局記入欄

災害発生場所	地区・自治会等	
	住所又は名称	
概要		
対応状況		
要望等		

議会事務局連絡先	F A X 0 9 7 9 - 2 2 - 0 3 9 4 メール shigikai@city.nakatsu.lg.jp T E L 0 9 7 9 - 2 2 - 0 3 9 4
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

中津市議会災害対策会議設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中津市議会災害対策会議（以下「議会対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、中津市災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により中津市に設置される市町村災害対策本部をいう。以下「市災害対策本部」という。）が設置された場合において、必要があると認めるときは、副議長と協議の上、議会対策会議を設置することができる。

2 議会対策会議は、中津市役所本庁舎議事堂に置く。ただし、災害の規模、状況等に応じて、これを変更することができる。

3 議長は、議会対策会議の設置目的を達成したと認めるときは、副議長と協議の上、これを解散する。

(所掌事務)

第3条 議会対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市災害対策本部との情報交換に関すること。
- (2) 被災地、避難所等の状況調査及び収集に関すること。
- (3) 避難所等における自治会、自主防災組織等に対する支援及び協力に関すること。
- (4) 被災者からの相談及び被災者に対する助言に関すること。
- (5) 大分県市議会議長会との連絡調整に関すること。
- (6) 市災害対策本部への情報提供及び要望、提言に関すること。
- (7) その他議長が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 議会対策会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

2 議長は、議会対策会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 次の各号に掲げる者は、副議長に事故があるとき、又は副議長が前項の規定により議会対策会議における議長の職務を代理するときは、当該各号に掲げる順序により議会対策会議における副議長の職務を代理する。

- (1) 議会運営委員長
- (2) 総務企画環境委員長
- (3) 産業建設消防委員長
- (4) 教育厚生委員長

5 前項各号に掲げる者は、議長及び副議長とともに事故があるときは、当該各号に掲げる順序により議会対策会議における議長及び副議長の職務を代理する。

(議員の行動)

第5条 議員は、議会対策会議が設置されたときは、自己の安否及び居所又は連絡場所を議会対策会議（議会事務局）に対し明らかにしなければならない。

2 議員は、地域の情報収集に努めるものとする。

3 議員派遣等の指示が出た場合は、その指示を遂行しなければならない。

4 議員は、議会対策会議が、別表第2に掲げる会議に招集されたときは、該当議員は会議に出席しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、事故のため遂行、出席ができないときは、その理由を付け議長に届け出なければならない。

(議会対策会議の行動)

第6条 議会対策会議は、別表第1に定める区分により行動する。

(会議)

第7条 議長は、必要に応じて、別表第2に掲げる会議を開くことができる。

(議員派遣)

第8条 議長は、議会対策会議を設置した場合において必要と認めるときは、議員派遣を行うことができる。

(市災害対策本部に対する要請等)

第9条 市災害対策本部に対する要請及び提言については、緊急の場合を除き、議長を通じて行うものとする。

(市災害対策本部からの要請等)

第10条 市災害対策本部から議会対策会議に対して緊急の判断を求められたときは、議長及び副議長が協議の上、対処するものとする。

(記録)

第11条 議会対策会議は、可能な限り記録を作成する。

(庶務)

第12条 議会対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

2 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員との連絡調整に関すること。
- (2) 市災害対策本部の情報及び議員から情報等の整理、報告に関すること。
- (3) 議会対策会議の記録に関すること。
- (4) その他、議会対策会議に関すること。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月11日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

区 分	行動の内容
災害発生時 (発災時から概ね24時間)	議会対策会議の開催
応急活動期 (2日～7日程度)	第3条各号に定める事務に関すること。
復旧活動期 (8日以降)	第3条各号に定める事務に関すること。

備考 区分欄に定める期間は、目安を示したものであり、発生した災害の種類、規模等により変動する。

別表第2 (第5条・第7条関係)

会議の名称	構成員	会議の内容	招集権者
会派会長会	議長、副議長及び会派会長	災害対策の連絡調整に関すること。	議長
全員協議会	議長、副議長及び議員	災害対策に関すること。	議長